

入札公告

次の工事について以下のとおり一般競争入札に付す。

令和 7 年 6 月 26 日

契約担当者

兵庫県淡路県民局長 川井 史彦

1 入札に付する事項

- (1) 工事名称 保総改良第 7101-0-001 号 淡路地区 保安林総合改良事業（7 H 第 3 号）・予防治山事業（7 Y 第 1 1 - 2 号）
- (2) 工事場所 洲本市千草 他
- (3) 工事概要 森林整備 1. 0 式
- (4) 工事期間 契約締結の日から令和 8 年 1 月 21 日まで
- (5) 入札方式 一般競争入札（事後審査型）
- (6) 最低制限価格 有（ランダム係数有り）

2 入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という。）の希望業種に「大分類：役務の提供、小分類：森林整備」で登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規程に基づく資格制限期間中でない者。
- (3) 参加申込の期限日及び入札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 下記の資格を有する管理技術者及び現場技術者（以下、配置予定技術者という。）を 1 名以上有していること。

ア 管理技術者（下記の資格等をいずれか 1 つ以上有している者）

- (ア) 林業技士：社団法人日本森林技術協会の定める林業技士の登録を受けた者。
- (イ) フォレストマネージャー（総括現場管理責任者）：平成 10 年 4 月 1 日付け「10 林野組第 36 号林野庁長官通知「研修修了者に係る登録制度の運用について」（以下「平成 10 年林野庁長官通知」という。）に基づき、所定の研修を修了した者で、林野庁に登録申請し登録証を通知された者。
- (ウ) 技術士（森林部門）：技術士法に基づいて行われる国家試験（技術次第二次試験）に合格し、技術士法第 32 条 1 項の定めによる登録を受けた者。

イ 現場技術者（下記の資格等をいずれか 1 つ以上有している者）

- (ア) 林業作業士（基幹林道作業士、林業技能作業士を含む）：兵庫県または財団法人兵庫県営林緑化労働基金（林業労働力確保支援センター）から、林業作業士（基幹林業作業士、林業技能作業士を含む）として認定された者。

- (イ) 森林整備士: 社団法人兵庫県林業会議又は旧兵庫県森林組合連合会から森林整備士として認定された者。
 - (ウ) フォレストワーカー (林業作業士): 平成 10 年林野庁長官通知に基づき、所定の研修を修了した者で、林野庁に登録申請し登録証を通知された者。
 - (エ) フォレストリーダー (現場管理責任者): 平成 10 年林野庁長官通知に基づき、所定の研修を修了した者で、林野庁に登録申請し登録証を通知された者。
 - (オ) 技術士補 (森林部門) 及び修習技術者: 技術士法に基づいて行われる国家試験 (技術士第一試験) に合格し、技術士法第 32 条第 2 項の定めによる登録を受けた者。森林部門にかかる技術次第一次試験合格者及びそれと同等と認められた者 (JABEE 認定プログラム修了者) を含む。
- (5) 配置予定技術者は、下記の要件を満たすこと。
- ア 管理技術者及び現場技術者を本件工事に適正に配置できること。なお、上記(4)ア管理技術者とイ現場技術者は兼任することができる。
 - イ 配置予定管理技術者は常時雇用者であること。
- (6) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続き開始の申立て (旧会社更生法 (昭和 27 年法律第 172 号) に基づくものを含む。) 又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続き開始の申立て (以下「会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て等」という。) がなされていないこと (ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。)
- (7) 当該年度に成績評定対象である森林整備業務 (本数調整伐、下刈、除伐、枝落とし、地ごしらえ、改植等) がある場合は、その成績が 1 件 65 点未満でない者。
- (8) 年間 60 日以上就業できる作業班 (森林整備の作業を行う単位で、1 人の班長と 2 名以上の班員から構成されるもの) を、2 班有していること。
- (9) 兵庫県内に主たる営業所を有すること。

3 契約条項等を示す期間及び場所

森林整備工事請負契約書等及び下記 8 (9) で提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和 7 年 6 月 26 日 (木) から令和 7 年 7 月 7 日 (月) まで (土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例 (平成元年兵庫県条例第 15 号) に定める県の休日を除く。毎日午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く。))

(2) 閲覧場所 (公告事務を担当する事務所、問合せ先)

兵庫県洲本市塩屋 2-4-5

兵庫県淡路県民局総務企画室総務防災課

TEL : 0799-26-2033

(3) 交付期間

ア 入札参加資格確認資料

令和 7 年 6 月 26 日（木）から令和 7 年 7 月 7 日（月）まで

イ 誓約書及び設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ。）

令和 7 年 6 月 26 日（木）から令和 7 年 7 月 7 日（月）まで

(4) 交付方法

兵庫県ホームページ (<https://web.pref.hyogo/lg.jp>) に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県ホームページ「入札・公売情報」→「入札・公売情報」の中の「入札公告/委託・役務」→本件業務の「工事名称」→「入札公告様式」の各資料を順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

(5) 交付に関する問合せ

上記 3 (2) に同じ。

4 入札参加の手続き

本件は、兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続きを行うものとし、その方法は以下による。

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書（様式 1。以下「申込書」という。）を次に定めるところにより提出すること。

(1) 提出期間

令和 7 年 6 月 26 日（木）から令和 7 年 7 月 7 日（月）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）に定める県の休日を除く。毎日午前 9 時から午後 5 時まで）

(2) 提出方法

ア 入札参加申込書の提出は、電子入札システムの証明書の提出機能により行い、申込書を提出すること。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、申込書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本県入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイル（以下「電子計算機ファイル」という。）に記録されなければならない。

また、申込書を送信し、証明書結果通知書を確認した者は、入札に参加することができる。

イ 入札参加の申込みに使用する IC カードは、その IC カードの情報を県の電子入札システムの調達機関「県（治山森林整備）」に登録したものとする。

(3) 提出資料等

- ア 入札参加申込書 (様式 1 号)
- イ 該当があれば、入札保証金の免除についての誓約書及びその確認資料 (様式 9 号)

5 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

ア 提出期間

令和 7 年 6 月 26 日 (木) から令和 7 年 7 月 7 日 (月) まで (土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例 (平成元年兵庫県条例第 15 号) に定める県の休日を除く。毎日午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く。))

イ 提出方法

質問は、電子入札システムの質問・回答機能を使用して送信すること。

(2) 回答の閲覧

ア 閲覧期間

令和 7 年 7 月 10 日 (木) から令和 7 年 7 月 16 日 (水) まで

イ 閲覧場所

電子入札システムの質問・回答機能にて回答する。

7 入札手続等

(1) 入札書の受付

令和 7 年 7 月 17 日 (木) から令和 7 年 7 月 18 日 (金) まで (土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例 (平成元年兵庫県条例第 15 号) に定める県の休日を除く。毎日午前 9 時から午後 5 時まで (ただし、最終日は正午まで。))

(2) 工事費内訳書の受付

令和 7 年 7 月 17 日 (木) から令和 7 年 7 月 18 日 (金) まで (土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例 (平成元年兵庫県条例第 15 号) に定める県の休日を除く。毎日午前 9 時から午後 5 時まで (ただし、最終日は正午まで。))

(3) 開札日時及び場所

令和 7 年 7 月 22 日 (火) 午後 1 時 30 分から
兵庫県淡路県民局総務企画室総務防災課

(4) 入札方法

電子入札システムを使用して送信する。

(5) 入札保証金

契約希望金額 (入札書記載金額の 100 分の 110) の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

- ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に替えて提出するとき。

イ 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき（様式9号）。

(6) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の10分の1以上の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 契約保証金に変わる担保となる有価証券等の提供があったとき。

イ 債務の不履行による生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。

ウ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。

エ 兵庫県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。

オ 過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき（様式8号）。

8 入札に関する条件

(1) 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名にかかる電子証明書が、所定の入札期間内に契約担当者の使用する電子計算機ファイルに所定の入札期間内に記録されること。

(2) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(3) 契約担当者の使用にかかる電子計算機ファイルに記録されるべきものが分明であること。

(4) 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定にあたっては、入力された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示した場合は、この限りではない。

(5) 入札に使用したICカードが、入札参加資格名簿に登載された代表者または受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みに使用した名義人のものであること。

(6) 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書のすべての項目について

確認できるもの)にかかるファイルを、入札書の「見積明細書」欄に添付して送信し、その情報が、所定の入札期間内に契約担当者の使用にかかる電子計算機ファイルに記録されていること。

- (7) 入札の執行回数は、2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、初度の入札において落札候補者がいる場合であって、下記 11 において、すべての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは日を改めて再度の入札を行う。

- (8) 再度の入札に参加できるものは、次のいずれかの条件を具備した者であること。

ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札したものを除く。）

イ 初度の入札において、上記(2)から(5)までの条件に違反し無効となった入札者のうち(2)に違反し無効となった以外の者。

- (9) 落札金額が 200 万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書及び落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出すること。

9 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) IC カードを不正に使用した入札
- (3) 上記 7 (6)ただし書きの規定に該当せず、上記 7 (6)で定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札
- (4) 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札

10 入札に際しての注意事項

- (1) 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしきも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

- (2) 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

- (3) 入札金額及び電子くじにかかるくじ番号の表示は、アラビア数字を用いること。
- (4) 提出された工事内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがある。
- (5) 入札書は、入札に付する事項ごとに必要な事項を入力するとともに、必要なファイ

ルを添付して送信すること。

- (6) 入札書の送信には、使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じるので、時間的な余裕をもって送信作業を行うとともに、入札書の送信後に必ず入札書受信確認通知書を印刷して保管すること。
- (7) 開札手続きを進めるにあたって、直ちに対応しなければならない場合があるので、開札日時から開札に関する一連の手続きが完了するまでの間、入札者が電子入札に使用する電子計算機の近辺で待機し、随時、手続きの進行状況を確認すること。
- (8) 入札に使用することを予定している入札参加資格者名簿に搭載された代表者もしくは受任者が取得した IC カード又は入札参加の申込みに使用した名義人の IC カードが失効、閉塞または破損した場合には、入札に参加できないので、なるべく予備の同一名義人の IC カードを準備しておくこと。
- (9) 入札書を送信し、契約担当者の使用に係る電子計算機ファイルに入札書の情報が記録された後においては、入札書を書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (10) 入札を希望しない場合には、入札辞退届を送信して入札を辞退することができる。
なお、入札書受付締切日時までに入札書の送信がなく、辞退届の送信もない場合には、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退届の送信があったものとする。

11 入札参加資格確認資料の提出

開札後、契約担当者から下記の入札資格確認資料の提出を求められた入札参加者は、提出を指示された日の翌日から起算して 2 日以内（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）に定める県の休日を除く。）に、兵庫県淡路県民局総務企画室総務防災課まで各 1 部提出すること。

なお、様式等は、必ず上記 3 (3) の期間内に、上記 3 (4) のとおり、兵庫県ホームページからダウンロードを行い保存することにより取得しておくこと。

- ① 物品関係入札参加資格審査結果通知書
- ② 当該年度に完成した同種工事の施工実績及び成績評定点 (様式 2 号)
当該年度に最終請負金額が 250 万円以上の同種工事の施工実績がある場合に提出する。
- ③ 配置予定技術者の資格 (様式 3 号)
複数記載を可とし、記載技術者のうちから配置させる。
- ④ 作業班数 (様式 4 号)

12 落札者の決定方法

- (1) 財務規則第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。
- (2) 落札候補者のうち、事後審査で入札参加資格があると認められた者を落札者とする。

ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとして著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
- (4) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

13 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出すること。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格制限に該当した場合または兵庫県から指名停止を受けた場合には、契約を締結しない。

14 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

- (1) 年割支払 無
- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 有

15 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。
- (3) 入札結果については、契約締結後速やかに兵庫県ホームページにて公表する。